

令和7年度 第1回 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金実施計画

No.	推奨事業メニュー	交付対象事業の名称	事業の概要	事業始期	事業終期
1	③消費下支え等を通じた生活者支援	物価高騰対応消費喚起キャッシュレス還元事業①	二次元バーコード決済時のポイント還元により、エネルギー価格等の物価高騰の影響が続く中での、市民の生活を支援するとともに、消費を喚起し事業者の売上向上を図る。 【交付金を充当する経費内容】 ・プレミアムポイント付与原資 1億8,500万円 ・告知等販促費 475万円 ・二次元バーコード決済システム利用運営費 1,025万円 ※うち、国のR6補正予算における交付限度額分1億5,000万円 【事業の対象】 ・対象店舗：市内に本店を有する事業者の市内店舗 ・還元対象者：対象店舗でキャッシュレス決済を行う消費者 ・ポイント付与率：20% ・ポイント付与上限：2千円/回 最大2万円/人	R7.6	R8.3
2	③消費下支え等を通じた生活者支援	物価高騰対応消費喚起キャッシュレス還元事業②	二次元バーコード決済時のポイント還元により、エネルギー価格等の物価高騰の影響が続く中での、市民の生活を支援するとともに、消費を喚起し事業者の売上向上を図る。 【交付金を充当する経費内容】 ・プレミアムポイント付与原資 1億8,500万円 ・告知等販促費 475万円 ・二次元バーコード決済システム利用運営費 1,025万円 ※うち、国のR7予備費における交付限度額分5,000万円 【事業の対象】 ・対象店舗：市内に本店を有する事業者の市内店舗 ・還元対象者：対象店舗でキャッシュレス決済を行う消費者 ・ポイント付与率：20% ・ポイント付与上限：2千円/回 最大2万円/人	R7.6	R8.3
3	②エネルギー・食料品価格等の物価高騰に伴う子育て世帯支援	学校給食費物価高騰支援事業	エネルギー・食料品価格等の物価の高騰に直面する子育て世帯への支援として、小中学校の給食材料費等の高騰による上昇分を補助し、保護者が負担する給食費の値上げを防止する。 【交付金を充当する経費内容】 小中学校の給食材料費へ充当 【積算根拠】 材料費上昇額30円/食×190日×5,713人 ※上記積算は、教職員等を除くもの 【事業の対象】 対象施設：市内小中学校30校 受益者：小中学校に通う児童・生徒の保護者	R7.4	R8.3
4	②エネルギー・食料品価格等の物価高騰に伴う子育て世帯支援	幼稚園・認定こども園給食費物価高騰支援事業	エネルギー・食料品価格等の物価高騰に直面する子育て世帯への支援として、幼稚園の給食・おやつ材料費等の高騰による上昇分を補助し、保護者が負担する給食費の値上げを防止する。 【交付金を充当する経費内容】 幼稚園、認定こども園への給食提供にかかる費用への支援金 【積算根拠】 公立 86万9千円 内訳 (幼3歳以上)材料費上昇額20円/食×190日×63人 (3歳以上1号)材料費上昇額20円/食×200日×3人 (3歳以上2号平日)材料費上昇額20円/食×243日×57人 (3歳以上2号土曜)材料費上昇額20円/食×51日×41人 (3歳未満3号平日)材料費上昇額30円/食×243日×35人 (3歳未満3号土曜)材料費上昇額30円/食×51日×28人 私立 313万1千円 内訳 (3歳以上)材料費上昇額20円/食×270日×425人 (3歳以上)材料費上昇額20円/食×220日×26人 (3歳未満)材料費上昇額30円/食×270日×89人 ※上記積算は、教職員等を除くもの 【事業の対象】 対象施設：幼稚園、認定こども園 7施設 受益者：該当施設に通う児童の保護者	R7.4	R8.3
5	②エネルギー・食料品価格等の物価高騰に伴う子育て世帯支援	保育所・認定こども園等給食費物価高騰支援事業	エネルギー・食料品価格等の物価高騰に直面する子育て世帯への支援として、保育所、認定こども園等の給食・おやつ材料費等の高騰による上昇分を補助し、保護者が負担する給食費の値上げを防止する。 【交付金を充当する経費内容】 保育所、認定こども園等への給食提供にかかる費用への支援金 【積算根拠】 公立 433万8千円 内訳 (3歳未満児)材料費上昇額30円/食×291日×220人 (3歳以上児)材料費上昇額20円/食×291日×365人 (一時預かり)材料費上昇額30円/食×36回×12月 (保存食及び検食)材料費上昇額30円/食×4回×291日×8所 私立 775万8千円 内訳 (3歳未満児)材料費上昇額30円/食×300日×452人 (3歳以上児)材料費上昇額20円/食×300日×615人 ※上記積算は、教職員等を除くもの 【事業の対象】 対象施設：保育所、幼保連携型認定こども園、小規模保育事業所、事業所内保育事業所 27施設 受益者：該当施設に通う児童の保護者	R7.4	R8.3

No.	推奨事業メニュー	交付対象事業の名称	事業の概要	事業始期	事業終期
6	⑤医療・介護・保育施設、学校施設、公衆浴場等に対する物価高騰対策支援	物価高騰対応社会福祉事業者支援給付金事業（障害福祉サービス事業者支援）	エネルギー価格等の物価高騰に伴い、経営負担を強いられている障害福祉サービスを行う事業者に対し、支援金を給付することにより事業の継続を支援する。 【交付金を充当する経費内容】 障害福祉サービス事業者への支援金 【積算根拠】 ・入所施設 4施設×50万円 ・通所系事業所 46事業所×15万円 ・訪問等事業所 1事業所×7万円 【事業の対象】 市内に障害福祉サービス施設及び事業所を有する事業者	R7.7	R7.10
7	⑤医療・介護・保育施設、学校施設、公衆浴場等に対する物価高騰対策支援	物価高騰対応社会福祉事業者支援給付金事業（介護保険サービス事業者支援）	エネルギー価格等の物価高騰に伴い、経営負担を強いられている介護保険サービスを行う事業者に対し、支援金を給付することにより事業の継続を支援する。 【交付金を充当する経費内容】 介護保険事業所を有する事業者への支援金 【積算根拠】 ・入所施設（定員30人以上） 18施設×50万円 ・入所施設（定員30人未満） 10施設×20万円 ・通所系事業所 73事業所×15万円 ・訪問等事業所 86事業所×7万円 【事業の対象】 市内に介護サービス施設及び事業所を有する事業者	R7.7	R7.10
8	⑤医療・介護・保育施設、学校施設、公衆浴場等に対する物価高騰対策支援	物価高騰対応児童福祉事業者支援給付金事業（母子生活支援施設・放課後児童クラブ支援）	エネルギー価格等の物価高騰に伴い、経営負担を強いられている母子生活支援施設又は民間放課後児童クラブを運営する事業者に対し、支援金を給付することにより事業の継続を支援する。 【交付金を充当する経費内容】 母子生活支援施設、放課後児童クラブを運営する事業者への支援金 【積算根拠】 ・母子生活支援施設 1施設×15万円 ・民間放課後児童クラブ 2事業所×7万円 【事業の対象】 市内で母子生活支援施設、民間放課後児童クラブを運営する事業者	R7.7	R7.10
9	⑤医療・介護・保育施設、学校施設、公衆浴場等に対する物価高騰対策支援	物価高騰対応児童福祉事業者支援給付金事業（保育所・認定こども園等支援）	エネルギー価格等の物価高騰に伴い、経営負担を強いられている保育所又は認定こども園等を運営する事業者に対し、支援金を給付することにより事業の継続を支援する。 【交付金を充当する経費内容】 保育所又は認定こども園等を運営する事業者への支援金 【積算根拠】 ・利用定員1～119人 4施設×7万円 ・利用定員20～99人 10施設×15万円 ・利用定員100～199人 3施設×20万円 【事業の対象】 市内で保育所又は認定こども園等を運営する事業者	R7.7	R7.9
10	⑤医療・介護・保育施設、学校施設、公衆浴場等に対する物価高騰対策支援	物価高騰対応特定教育・保育事業者等支援給付金事業	エネルギー価格等の物価高騰に伴い、経営負担を強いられている幼稚園又は認定こども園等を運営する事業者に対し、支援金を給付することにより事業の継続を支援する。 【交付金を充当する経費内容】 幼稚園又は認定こども園を運営する事業者への支援金 【積算根拠】 ・利用定員20～99人 1施設×15万円 ・利用定員100～199人 4施設×20万円 【事業の対象】 市内で幼稚園又は認定こども園を運営する事業者	R7.7	R7.9
11	⑤医療・介護・保育施設、学校施設、公衆浴場等に対する物価高騰対策支援	物価高騰対応世羅中央病院企業団支援給付金事業	エネルギー価格等の物価高騰に伴い、経営負担を強いられている公立病院に対し、支援金を給付することにより事業の継続を支援する。 【交付金を充当する経費内容】 世羅中央病院企業団への支援金 【積算根拠】 ・公立世羅中央病院 51万5千円 ・公立くい診療所 9千円 【事業の対象】 世羅中央病院企業団（公立世羅中央病院、公立くい診療所）	R7.7	R7.8
12	⑥農林水産業における物価高騰対策支援	物価高騰対応農林水産事業者支援給付金事業	エネルギー価格等の物価高騰に起因する動力光熱費の上昇により、経営負担を強いられている農林水産事業者に対して支援金を給付することにより、事業の継続を支援する。 【交付金を充当する経費内容】 市内農林水産事業者への支援金 【積算根拠】 青色申告で申告した動力光熱費 ・10万円以上20万円未満 16事業者×1万5千円 ・20万円以上60万円未満 43事業者×4万円 ・60万円以上100万円未満 28事業者×8万円 ・100万円以上 58事業者×10万円 【事業の対象】 所得税又は法人税の青色申告を行っている市内農林水産事業者	R7.9	R8.3